

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(朝1日新)1993年 5月1日 全国民闘連ニュース 第77号(1)

全国民闘連ニュース

第 77 号
(4月・5月合併)
1993年
5月 1日

年間購読料
3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045

全国民闘連大会開催 ～さらなる運動の発展をめざして～



全国大会開催にむけて

全国民闘連前代表

李 仁 夏

民闘連が創立以来今日まで、18年の月日が経過してまいりました。そして、これから私どもは新しい規約をもって、しかも綱領をかかげて、責任ある運動を展開しようとする、たいへん大事な節目にあたりまして、大事な会議に色どりを添えていただき、また存在感を表現していただくために、ご出席をいただいたことを、運動を代表して、心から感謝の思いをもって、一言あいさつ申し上げたいと思います。

運動を直接担っている事務局の方から形式的な冒頭のあいさつではなく、講演も兼ねたような形で、ちょっとした話をしてほしいということでございます。そういう準備もなしに、この場に私は今立っております。

18年間、この民闘連、言い換えると、民族差別と闘う連絡協議会が発足する時の呼びかけ人から、今日まで代表の責任を担わされてまいりましたけれども、これはひとえに、各地にある民闘連を担っている一人一人の会員の皆さんが、大きい枠の中で、この民闘連の運動の流れに参加をしてそれぞれの地域において、様々な動きを具体化しながら、そして今日を迎えるようになったというのは、ひとえに皆さんの努力の結果以外、何もので



もないと私は考えております。

私は、今年の3月をもって、在日53年を迎えます。個人的な歴史から考えても、半世紀を越えてこの国に継続して在留をしてきたという、そのこと自体がたいへん大きな意味をもっているわけでありまして、一人の在日の牧師として、在日大韓キリスト教教会の布教活動と民闘連の運動によって、たいへん豊かに恵まれ、この18年間という期間は、かけがえのない尊いものであったというふうに私は考えております。

そもそも、在日韓国・朝鮮人がこういうふうに存在しているということはもう誰にとっても明白なことでありますが、かつて朝鮮半島が日本の植民地として存在した、極めて不幸なできごとを媒介として始まっているわけでありまして、しかし、戦時中あるいは戦後の当座を含めて私は戦争が終わりまして1950年代が終わる時までの私ども在日の意識は圧倒的に

ここは仮の宿であるという、これは私個人だけではなくに圧倒的に多くの在日同胞がそういう思いをもっていたことは、確かであります。その証拠に、50年代の末に始まりましたいわゆる北朝鮮帰還運動が結果において10万人におよぶ同胞が自分の母国だということで、北朝鮮に帰還をしていきました。この流れを支えたのは、単なる政治運動ではなくに、在日にとって所詮、日本の地は仮の宿であるという事実がそういう現象を生み出したわけであります。そして、他の圧倒的多数の層が日本に残ったということは、戦争が終わりまして、帰れなくなった我々の同胞の多くは、その当時占領下にありました日本の中であって、厳しいとはいえ一定限度の生活の基盤ができて、その財産も少なくともも持って帰りたいということが不可能な時代でございました。極めて限定されたものしか持ち帰ることが許されなかった。しかし、様子を見よう、ということが、あの悲劇的な南北の動乱によって、いよいよ足をすくわれながら、60年代を複雑な思いをもって迎えるということになったのではないかと思います。

ところが、60年代になりまして、在日の二世がティーンエイジに、それから青年になる。そういう時期に、事件として私の前に出てきたものを羅列いたしますと、今確かめたところ、59年の後半に東京の深川で育った、極めて優れた定時制の高校に通っている若者、李珍宇君が婦女子を殺害するというあの悲劇的な事

件が報道されて、皆さんの中にはご記憶の方もおられると思います。それからしばらくして、金嬉老事件というのが、起こってきたわけであります。ライフルをもって、静岡県の子又峡の温泉宿にいるお客を人質にして、日本の社会に向かって、民族差別を訴えた。そこから日本籍をとった1人の青年、早稲田大学の学生の梁政明が、焼身自殺をして、その結果、彼の書いたものやら、問いかけが、日本の社会の中で様々な形で問題にされ始めた。そういう時期でございました。

二世になると、本来もつべき民族的なきっちりとしたアイデンティティーを構築しないまま、学校教育が放置したすべてのつけが、こういう屈折した形ででくるといふ悲劇を生み出した。と私なりに分析をするわけであります。

したがって、これは新しい世代が、「在日」からくるところの様々な厳しさにさらされて、身もだえをしながら、一人の人間としてどう生きてくかという、その叫びを上げた時期だと。私はその金嬉老事件が起こった時に、背筋が凍るような恐怖感を覚えたわけであります。それというのは、あのような事件を通して私はすぐ関東大震災のような悲劇を思い起こすわけであります。幸いなことに日本の世論あるいは、世界中の世論があつたところを媒介にして、日本に在日の民族的少数者が日本の社会の中で厳しい差別にさらされているのだということが明らかになる。1つの世界的な事件につながって

いくわけであります。

人間における一番の基礎的な権利というのは、生活権であります。就職差別と闘うという、日立を相手にした、朴鐘碩君の闘いの展開が、69年の12月から始まって、70年代にはいって、74年にいたるまで、この闘いが延々と続いて、ついに我々の知っているような完全な勝利をおさめることによって、私達は今まで在日が経験したことのない一つの新しい経験をしました。

70年代の後半に、川崎を例にとると、我々を阻んでいたところの、様々な社会保障、児童手当を求める、公営住宅に入る、当り前の権利じゃないか、という叫びが生まれた。また、川崎のように国に先駆けて、一つの新しい経験をしたところもあります。

諸制度に我が同胞が参加を許されるということがだんだん起こって、その時期にいいよこの定住性という、もはや一時の宿ではなく、やがて我々は帰るのだというのではなく、ここで腰をおろして、人間として生きるのだという、その方向性がはっきりしてくる。その中で実は、私たち民闘連が発足するわけで、これは既存の民族団体が、絶えず本国を射程ににおいてしか、ものを発想できなかった時代に、隣人と共に、この地においてどう生きるかという新しい地平を切り開いた。民闘連運動が日本の社会に提起したもっとも大きな貢献の一つが、この辺にあるのではないかと思います。そのため



に私どもは、民闘連は同化論者たちの集まりだという悪口をいくらでも、四方八方から聞いたし、今日もまだそういう声を聞いていることは、すでにご承知の通りであります。今回、私は、新しい方針を打ち出すに際して、この辺のことをきっちりと分析しながら、私どもはもう一度、腹くくりをして、新しい方向に向かっていこうとしているわけであります。

80年代になると、我々を差別した一番根っこにある法律、体制を撃つというなかで、外登法を撃つ、指紋押捺拒否、それによる逮捕、そしてついに一つの成果を出した。依然として残された課題はたくさんあるにもかかわらずそれをも、投票権も持たない小さな群れが、日本の行政、あるいは、国会を2回、3回と走らせるという力を発揮したということをきちんと踏まえて新しい展開を向かえなければならぬと思います。

そして今、90年代に入りまして、これからどうするのだ。この90年代の特色は一世はほとんど交代して、この間調べてみましたら、90年代ですでに一世の割合が10%をほとんど切れているという状況。

84年度でもう10%をちょっとオーバーするようなことでした。あれから9年たっている今日、おそらく一世のパーセンテージは7%、6%ぐらいに落ち込んでいるのではないかというのが、私の一つの概算であります。したがって、主人公は一世から、二世、しかも、活動主体がもはや三世に移されている。昨年、あの炎天下で、一世たちの不条理、理不尽さに怒りを覚えながら、大阪から東京まで歩いて汗を流して活動している三世の方。彼らがもはや主人公として、これからの運動を担っていくために、我々の運動はどうあるべきか、そんなことを考えながら、今後の方向、我々が今までやってきたことを再確認して、もう一度、我々は責任ある運動展開をしたいということで、この全国大会が催されたわけがあります。

この中で私が、いろいろなエピソードを含めまして、時間がありませんので短く二つのことを申し上げたい。まず第一に、私どもは今や、他人におんぶにだっこという時ではない。自ら自分が何者か、どういうふうに日本で生きるかということ、自分の責任で在日韓国・朝鮮人が問うていかなければならない新しい時を迎えている。そういう時に、この民闘連という名前が、今の時代にそぐわないのではないかと話があるのは、ご存じだと思います。私が世界教会協議会、(WCC)という人種主義と闘うプログラム委員を14年間やっていて、ちょうど私は

その副委員長として責任を担っている真最中に、新しい運動をしようと思っているんだけど、どういう名前をつけたらいいのだろうかと言った時に、世界的な規模で展開している人種差別反対の運動の名前が、“to combat racism, combat”というのは戦闘する、闘うという意味です。

ところが、この名前のもう一つの意味に触れさせていただきますと、今度は、パウロ・フレイレの言葉を思い出します。

それは、combatという戦闘的な名前ではなくて、葛藤という意味を含んだ闘いですね。英語で言うと、struggle。このフレイレがどういうことを言うかということと人間が生きていく間、人間が人間でない状況に追い込んでいく力が、絶えず人間に働きかけている。それと真正面に向かいあって闘わない限り、人間にはなれない。ただ生きているということだけでも、隣人と共に、きっちりとした人間としての印を表現する道を獲得するために、自分を非人間化に追い込んでいくとする力に向かいあってきっちり闘わなければならない。在日の朴鐘碩君が、正面きって日立と闘いながら、やがて、自らの葛藤にぶつかって、新井君が朴鐘碩という自らを復元することができたという、その意味での闘いというものが、内包されているというふうに皆さんも受け取って欲しいと思います。

これから皆さんがどういうふうに発展的にこの名前を新しくしていくという可



能性があるにしても、歴史は実はそういうところから来たのだということを分かっ
てほしいと思います。

残された最後の言葉でございますが、これは、私どもの日立の闘争そのものから、また民闘連が今日18年間歩んできながら、連帯ということをやっと掲げてきたわけであります。これは日本人の友人たちとどういう関係を結んでいくか。私どもは今保育所の中でいろいろと考えているんです。民族学園の中で、民族を囲って教育するのも一つ方法でしょうけれども、日常的に日本人と共に保育をしながら、お互いがやっぱり触れ合いの中で日本人に、異質の文化を持った隣人がいるということを発見することによって、自負心や喜び、民族の尊厳というね。

「民族だからおもしろい」こういう明

るい展望をもちながら、日本人と共に刺激し合いながら、今日までやってきたという、このすばらしさ、これを私どもはきっちり受け止めながら、今後の運動につなげていかなければならない。こういう二つの拮抗する課題、すなわち、在日が自らを葛藤の中で獲得していくという、大きな課題と、日本人とどう連帯を組むのかという課題が、これから出発するところの、私どもの大枠の一つの課題ではないかと考えながら私のあいさつにしますが、ただ一言、最後にこの場を借りまして、在日の運動を支えて下さった日本人の友人に、その友情を、本当に深いところで感じて生きてきた者として、皆さんに心からなる連帯への感謝の言葉を表明して、冒頭のあいさつに代えさせていただきます。

前文－綱領・規約設置にあたって

目次

- (1)はじめに
- (2)民闘連の結成とその意義
- (3)在日韓国・朝鮮人と民族差別の状況
- (4)民族差別の状況
- (5)民族差別撤廃運動の歴史的総括と今日的課題

(1)はじめに

在日韓国・朝鮮人は永きにわたって日本社会の最底辺部に位置付けられてきたその歴史は、韓国併合以来80年を越え、在日の世代を越えて今も変わることはない。

在日韓国・朝鮮人の苦難の歴史は、民族差別の歴史でもある。それは誕生から死に至るまで、さらには死後までしつように追いつける。その形態は、法律制度、不文律としての暗黙の合意、社会的習慣、そして時には殺りくや暴力を通して現れる。

民族差別は、在日韓国・朝鮮人から実に多くのものを奪ってきた。日本での在留権、教育、文化、福祉、社会保障、就職、恋愛、結婚、入居、そして生命をも。さらに主要なことは、これらの最低限の権利を奪うことによって人間の尊厳さえも踏みにじられてきた。韓国・朝鮮人として生まれた、ただそのことのみによっ

って言い尽くせない侮蔑を受け、人を人として愛する人間の自然な感情を否定されてきた。

日本の朝鮮植民地支配の所産としての在日韓国・朝鮮人に対する民族差別は祖国が解放されてもお絶えることはなかった。日本の政権が変わり、憲法、法律が変わろうとも民族差別はその形態を変えることはあっても本質においての変化を見ることはなかった。民族差別の出発点としての植民地支配に対する反省、わけでも在日韓国・朝鮮人に対する戦後補償が何ら実現されていないからである。このような歴史の中で在日韓国・朝鮮人は差別と排外による苦難に耐えながら、なおも民族として人間として誇りと尊厳を願いつけてきた。

(2)民闘連の結成とその意義

1970年、日立製作所を受験した朴鐘碩氏

は、合格したにもかかわらず国籍の違いによって解雇された。これを不当とした朴氏は日立に対して解雇撤回を求めるとともに、横浜地裁に提訴した。日立製作所就職差別糾弾闘争の開始である。在日韓国・朝鮮人に対する就職差別はそれ以前から無数に存在したし、もはや日常そのものでさえあった。それは耐えるべき試練ではあったが抗うべきものとして自覚されることはなかった。日立闘争は、在日韓国・朝鮮人の組み込まれた差別の日常を覆すとりくみとなった。先進的闘いが常にそうであったように、日立闘争も主要な民族団体から支援されることはなかった。しかし、すでに日本生まれの世代が過半数を越え、日本での永住がゆるぎないものとなっていた当時この闘いは大多数の在日韓国・朝鮮人が永い間渴望していたものであった。全国各地の若い
在日韓国・朝鮮人、そして共感する日本人が、各々個人の手弁当で闘いの輪を広げ、1974年法廷内外ともに完全勝利を得た。

闘いの開始と勝利の背景には、在日韓国、朝鮮人をとりまくいくつかの状況の変化が存在した。祖国への帰国はほとんどなくなり、1世から2世へと世代が大きく交替した。日本での安定した生活への志向と日常生活の差別への関心が高まった。就労世代の高学歴化が進むなかで机を並べて勉強した日本人との能力差を感じなくなった。このことが就職差別をいっそう不当なものとして在日韓国、朝

鮮人に自覚させた。差別に対する怒りを爆発させる気運は壤成されていた。一方、在日韓国・朝鮮人の中に熱い期待として存在した祖国による在日の状況改善は、1965年締結された日韓法的地位協定によって無残に打ち砕かれた。もはや在日韓国・朝鮮人にとって自らの権利は、自らの闘いによって守る他ないことを知らしめた。

さらに日立闘争は、民族差別撤廃運動のもう一つの勝利を得た。それは闘いの中で当事者が民族的自覚を回復したことである。新井鐘司という日本名で受験した朴氏は、闘いの途上本名を名のり民族性を取りもどした時点で、そのこと自体が闘いの勝利であることを宣言した。さらに闘いに参加した在日韓国・朝鮮人が、民族差別を耐えるべきものから闘うべき対象として位置づけ直し、日本人との共闘によって在日を生きる展望を獲得した一方、共に闘った日本人も、在日韓国・朝鮮人の現実の姿を知ることによって、民族差別の撤廃が日本の民主主義の課題であることを自覚した。

日立闘争は、日立との闘いの勝利のみならず、闘いの過程で数々の重要な教訓を導き出した。闘いに参加した在日韓国・朝鮮人と日本人にとって日立闘争の完全勝利は、終わりではなく民族差別との全面对決の幕開けを意味した。かくして全国的に展開された「朴君を囲む会」は発展解消し、1974年「民族差別と闘う連絡協議会」が結成された。以降、実践・交

流・共闘の3原則の確認のもと運動が展開された。

民闘連に集う各地の運動体は行政差別撤廃運動を皮切に、生活のあらゆる面における民族差別を次々と撤廃させた。民闘連の運動に刺激され、民族組織もまた民族差別撤廃運動を開始した。1979年国際人権規約、1982年国連難民条約の批准と相まって、日本社会の世論も動き出し、民族差別撤廃の叫びは一つの潮流として定着するに至った。

民族差別は今なお厳しく存在するが、民族差別は許されないとする思想は、日本社会において誰も否定できないものとなった。この新しい状況を迎えて、我々は更に新たな課題に直面することとなった。在日韓国・朝鮮人が民族主体性をもってどのように生きるのか、更に民族主体性を持って生きうる社会をどのように構築するのか。この課題は、当初から意識され、議論されていたが、反差別の潮流が定着するという新しい状況の下においては、極めて重要性を帯びて提起されるに至った。18年にわたる民闘連運動は自らの闘いの成果によって新しい状況をつくり、新たな運動を展開する局面に立っている。民族差別完全撤廃の崇高な目標に確実に一步前進した我々は、この課題に応えるための組織、運動を更に強化、発展させなければならない。

(3)在日韓国・朝鮮人の状況

今日在日韓国・朝鮮人の状況は大きく

変化した。日本生まれの世代が圧倒的多数を占め、日本での永住は何人も疑いを入れない状況となった。それは在日韓国・朝鮮人が日本での安定した生活基盤をより一層求める結果となり、民族差別撤廃への願いが増々強められることを意味する。過去においては問題とされなかったいくつかの課題が今日、切実な要求として闘われ始めている。

在日韓国・朝鮮人の国籍にも大きな変化が生じた。帰化者数は年々増加し、累計約17万人に及んでいる。さらに1985年国籍法の改正により、日本人との間に生まれた子どもの日本国籍者が急増し、戦後初めて韓国・朝鮮籍の自然減少化を生み出した。日本人との結婚が約80%を越えたことから、今後出生する在日韓国・朝鮮人の子どもの大多数が「混血」日本籍者となることが確定した今日、在日韓国・朝鮮人が韓国・朝鮮籍を持つ者とする定義は完全に崩壊した。日本籍朝鮮人の闘いが開始され、既に「氏改正」運動において画期的成果を獲得している事実は、在日韓国・朝鮮人がもはや韓国・朝鮮籍と日本籍という3つの国籍にまたがる集団であることを如実に示している。

(4)民族差別の状況

民族差別の状況も大きく変化した。過去に見られた露骨で直截的差別は減少した。しかし一方、犯人不明の落書、差別手紙が増加し、陰湿化の傾向を示している。民族差別は許されないとする社会意

識の広がりを促した我々の闘いの成果でもあると同時に不十分性、とりわけ啓発部門のとりくみの弱さの現れと言える。

法制度上の国籍条項は、その大多数を撤廃させるに至った。しかし国民年金に見られるように障害者、高齢者、母子家庭といった在日韓国・朝鮮人の中の弱者に対する年金差別が残される結果となっている。国民年金は、法文上の国籍条項は撤廃させたが、経過、救済措置がとられていないため、実質上の差別は残ることとなった。このように形式上の差別は消えても実質上の差別は厳然として存在することが、今日の民族差別の特徴である。これら、実質上の差別を撤廃させるための特別措置を勝ちとる闘いが重要な課題となっている。さらに参政権、外登法、援護法、公務員採用等の諸問題に代表されるように、なおも制度上の差別もなお少なからず存在している。今日民族差別撤廃運動は制度上の平等を追求するとともに、実質的平等の獲得に至る過渡期と言える。これら生活上の諸権利獲得とともに、教育、文化における差別撤廃のとりくみが強く求められている。民族差別との闘いは何よりも当事者の立ち上がりから始まる。それを阻むものが差別の結果としての同化である。同化という名の鎖が差別に対する立ち上がりを縛り、結果として民族差別の温存を助けるのである。差別に立ち向かう民族主体を獲得するための民族教育、民族文化の構築とその保障が今日緊要な課題となっている。

(5)民族差別撤廃運動の歴史的総括と今日の課題

在日韓国・朝鮮人の人権を保障するための法律は今だ存在しない。部落差別、女性差別、障害者差別等、他の人権問題については不十分ながらも対策法が存在することと比較して在日韓国・朝鮮人の人権保障の状況は著しい後進性を余儀なくされている。その責任の一端は民族差別撤廃運動の遅れと広がりの弱さ、即ち在日韓国・朝鮮人の運動じしんにあると言わざるを得ない。

戦後在日韓国・朝鮮人の民族運動は帰国、建国をスローガンに出発した。当事者の大多数が帰国を望んでいる状況の下にあっては、それは大衆の要求に適った方針であった。しかし帰国者が著しく減少し、日本での永住が定着してもなお永きわたって方針を変えず本国志向中心の運動を継続することによって、民族差別撤廃の運動は著しく遅れた。また仮に当事者の中に帰国志向が存在したとしても、少くとも帰国するまでの間も差別は許されるべきではない。差別される当事者の運動が差別の存在を告発しない限り日本社会は差別に覚醒することは困難である

本国志向と在日志向という2つの路線の背景には、民族差別の根源と解放への道すじ、即ち民族差別からの解放の理論的問題が存在する。民族差別の根源が日本政府と本国との政治的関係に存在すると捉えるならば、差別解放の道は本国あるいは将来統一された祖国の問題を第一

義的にとりくむ結果となる。しかし民族差別の社会的存在意義、即ち日本の産業構造の底辺を支えるための労働者として、さらには日本人民衆、今日においては外国人労働者との関係において分断、対立の役割を果たしている。このことはまさに日本社会そのものにその根源が存在することを明確に示している。したがって、民族差別は日本社会の民主主義の課題であり当事者と日本人双方の共通課題であることは明らかである。

さらに南北分断、対立が在日社会の中にさえ38度線を形成し、差別撤廃運動を弱める一因となってきた。イデオロギーを異にしても、差別撤廃は共通の課題であるにもかかわらず在日の運動が一つになってとりくむことはなかった。このことが日本政府の差別政策を結果的に助長させた。我々は、まずもって在日社会の38度線の撤廃をめざす。そのためにはイデオロギーの違いを認めつつも共通課題である人権擁護で一致することが、在日社会の統一に寄与する道であると考える。

民闘連の18年の闘いは、民族差別撤廃をめぐる本国と在日の運動あり方を明らかにしてきた。1991年日韓覚書という2国間の外交協議は確かにいくつかの成果を見せはしたが、日立闘争以降本国から自立した在日韓国・朝鮮人と日本人との共闘による成果は、これをはるかに上まわる成果を上げてきた。このことは、民族差別が日本社会の法制度、さらには単一民族国家観という伝統的観念に支えら

れている以上、外交協議の及ぶ範囲には自ずと限界があること、またときには、在日の問題が別の課題との関係で取引のカードに利用される恐れがあることを示している。我々は在日韓国・朝鮮人の人権は、在日じしんの主体的闘いによって勝ちとり、その実現が日本国内法の整備によるべきことをすでに明らかにしてきた。

民族差別撤廃運動の闘いは日本社会に対しては差別と対峙し、在日韓国・朝鮮人社会の中においては同化論との論争の連続であった。日立という日本の大企業に入社しようとすること自体が同化の現れであると批判されて以来、公営住宅、公務員採用、国体参加等およそ民族差別との闘いの度に批判を受け、ときには行政が、そのことを口実に国籍条項の撤廃を拒むことさえあった。

そもそも同化は差別の一形態であり、支配に従順な朝鮮人を養成するための政治的イデオロギーとして植民地支配の中で編み出されたものである。目前の差別・抑圧に闘わない姿こそ、日本帝国主義が望んだことに他ならない。また現実には、差別が同化を生み出しているのであり、逆に無権利状態であるならば民族的自覚が生まれることは考えられない。確かに差別の撤廃即ち民族的自覚とはならないにせよ、闘いの中で在日韓国・朝鮮人の無権利の歴史と現実を学ぶことによって自覚は強化されるし、事実多くの若い世代が闘いの中で自覚を取り戻し今日の民

闘連運動を支えている。

一方韓国・朝鮮問題に係わる日本人の運動の側にも責任は存在する。長い間、朝鮮民主主義人民共和国・大韓民国各々の友好・親善、逆に各々への批判を常とし、身近な地域に住む在日韓国・朝鮮人の被差別状況については何らの関心を示そうとはせず、また自らの職場が就職差別を行っているにもかかわらず、南北双方の人権問題に対しては抗議を行うという姿勢。さらに在日韓国・朝鮮人問題に関わったとしても、自らの主体的判断もせず当事者の主張に従属するのみで、結果に責任を持たない態度。過去、このような運動が全般的傾向として多く見られた。ここからは住み分け、相互不干渉の発想は生まれても、共に生きる地域社会の展望は生まれようもない。その意味では、真の連帯・共闘の運動は乏しかったと言わざるを得ない。

民闘連18年の闘いの歴史は、これらの従来の運動の矛盾を克服する営みであった。南北のイデオロギーの対立をのりこえて、在日韓国・朝鮮人が自らの力で自らの人権と民族的主体性を獲得するとともに、日本人との間に水平の共闘関係の樹立を模索してきた。

今日、世界では東西の冷戦構造が崩壊し、人類の共通課題が、平和・環境・人権に焦点化されてきた。日本国内でも国際化が叫ばれはじめ、外国人の人権が社会的な課題として意識化されるに至った外国人労働者の増加、日本社会のボーダ

レス化は避けられず、その中で在日韓国・朝鮮人の存在がより一層重要な課題として浮上しようとしている。

日本政府としても、在日韓国・朝鮮人問題も含めた在日外国人の総合的施策の確立がせまられている。

我々にとっても、このような情勢に対応して差別を根絶するための具体的なビジョンを提起し、実現化させるとりくみが求められている。民闘連は既に1989年、「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」の制定を世に問うた。ここに我々が求める基本的要求課題が集約されている。しかし、この法案の実現は極めて困難であり、強力な、そして粘り強い運動が要求される。そのためには、強力な責任をもつ幅広い運動と組織づくりにとりくまなければならない。

在日韓国・朝鮮人の未来の展望が今鋭く問われている。それは、在日韓国・朝鮮人自身の闘いが問われることであり、同時に共に闘う日本人の姿勢が問い直されることをも意味する。双方責任を負う共闘こそが今求められている。

綱 領

- (1) 在日韓国・朝鮮人が本名を名のり、日本人と共に生きる多民族共生社会を創造する。
- (2) 日本社会からあらゆる民族差別を無くすための闘いを強力に進める。
- (3) 「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」制定の実現にとりくむ。
- (4) 結成以来の歴史と伝統を正しく継承・発展させる。
- (5) イデオロギーの対立を越え、南北双方の主張に対しては自立・対等を貫く。
- (6) 在日韓国・朝鮮人と日本人の水平共闘の下に運動を進める。
- (7) 運動の主体を各地域に置き、相互に責任をもった民主的運営を行うとともに、強力な連携を構築する。
- (8) 共闘の前提である在日韓国・朝鮮人の主体性強化のため、在日韓国・朝鮮人の民族部会を設置する。
- (9) 「日本籍朝鮮人」の民族性保障の闘いにとりくみ、交流・結集をすすめる。
- (10) 在日韓国・朝鮮人の歴史と現実をふまえた在日独自の文化を創造する。
- (11) 在日韓国・朝鮮人の生活現実にくみし、差別に立ち向かい、民族性を獲得するための民族教育の構築とその保障の闘いをすすめる。
- (12) 外国人労働者の生活権の保障の闘いに連帯する。
- (13) 日本国内、世界の反差別、少数者の運動に連帯する。

運動課題

在日韓国・朝鮮人の人権を確立するための基本法としての「在日旧植民地出身者に関する戦後補償及び人権保障法」制定をめざして運動を展開する。

具体的課題は以下のとおりである。

(1) 戦後補償

1. 植民地支配に対する日本政府の公式謝罪及び国会決議を要求する。
2. 在日旧植民地出身者の元軍人・軍属及びその遺族、被強制連行者、元従軍慰安婦、原爆被爆者、賃金未払いの者、強制貯金等が未済になっている者に対

する補償を行わせる。

3. 援護諸法の国籍・戸籍条項を撤廃し、過去にさかのぼって適用させる。

(2) 基本的地位

4. 外国人登録法における外国人登録証明書、外国人労働者の常時携帯義務制度、指紋押なつ

制度、罰則、署名及び家族登録制等を廃止し、戸籍法撤廃を展望した住民基本台帳法を適用させる。

5. 出入国管理及び難民認定法における退去強制条項及び再入国許可制度の在日韓国・朝鮮人への適用を止めさせ、安定した法的地位をかちとる。

6. 地方自治体の参政権を認めさせる。

(3)人権保障

7. 学校教育において人権保障・民族相互理解のための教育を保障させる。地方自治体において教育基本方針を策定させ、民族学級及び民族講師等の制度的保障をかちとる。進路保障のための進学・就職に必要な特別措置を取らせる。民族学校については正規学校に準じた地位を保障させる。

8. 積極的雇用政策による在日韓国・朝鮮人の就職差別の撤廃を行政・企業の責任で行わせる。

9. 国・自治体職員採用における国籍条項を完全撤廃させ、積極採用させる。

10. すべての社会保障制度を在日韓国・朝鮮人に全面適用させる。とりわけ国民年金における国籍条項撤廃にともなう経過措置をかちとる。

11. 同胞ヘルパー制度、民族保育等の社会保障・福祉における民族性保障のための積極的措置を取らせる。

12. 「日本籍」在日韓国・朝鮮人の「氏」改正等の闘いをすすめる。

13. 消費生活、商取引、各種事業における

国籍を理由にした差別をやめさせる。

14. 在日韓国・朝鮮人企業に対する金融機関による差別を止めさせるとともに行政による特別融資制度などの振興施策を実施させる。

15. 在日韓国・朝鮮人に対する宅建業者・家主による不当な入居差別をやめさせるために、行政及び宅建業者団体の責任による差別撤廃に向けた制度づくりを行わせる。

(4)審議会等

16. 在日韓国・朝鮮人問題に関する国・自治体による審議会を設置させ、実態調査や基本法・基本条例及び答申制定へ向けた検討を行わせる。

17. 在日韓国・朝鮮人に対する差別意識・偏見をなくすための啓発活動を行政・企業を中心に積極的に行わせる。

(5)共闘

18. 差別と闘う人権組織、民主団体、労働組合等との連帯を強め、日本社会の民主的変革、平和と人権の確立へ向けて共に闘う。人種差別・民族差別と闘う世界の人権組織と連帯して一切の差別を許さない国際人権規範の確立のために闘う。

民族差別と闘う連絡協議会 規約

第1条 (名称及び所在地)

本会は、民族差別と闘う連絡協議会(略称「全国民闘連」)と称し、事務所を大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号に置く。

第2条 (目的)

本会は、日本社会における在日韓国・朝鮮人に対する差別を解消し、在日韓国・朝鮮人が、民族的自覚と誇りをもって日本人と共に生きられる社会を実現することを目的とする。

第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、行政闘争をはじめ民族差別と闘う実践活動を行い、そのための交流の場を保障し、同時に学習活動や教育宣伝活動を積極的に進める。

第4条 (構成)

本会は、国籍、民族、思想、信条を問わず、目的を達成するために賛同する者をもって構成する。

第5条 (会員資格)

本会は、所定の会費を納め、本会の綱領・規約を承認する者を会員とする。

第6条 (加入)

前条に該当する者は、所定の加入申し込み書に必要事項を記入し、会長に届ける。会員としての権利・義務は、役員会

で加入を承認したときから生じる。

第7条 (賛助会員)

本会は、賛助会員を置くことができる。

2. 賛助会員の会費については別に定める。

第8条 (組織)

本会は、目的を達成するため、対策部を組織し、課題によって各部で政策研究を行い、取り組みを進める。

2. 本会は、都道府県ごとに地方民闘連を組織する。

3. 本会は、在日韓国・朝鮮人部会を組織し、在日韓国・朝鮮人大衆を組織するための活動を行う。

第9条 (機関および議決)

本会は、全国大会、全国代表者会議、役員会を機関として置く。

2. 全国大会は本会の最高決定機関であり、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めて決定した場合、または会員の過半数以上の連名で請求したときは、臨時大会を開催しなければならない。

3. 大会の成立および議決にあたっては会員の過半数の出席によって成立し、運動方針、活動経過報告、役員を選出、財政を討議事項とし、議決にあたっては全国大会全参加者の過半数によって

決する。

4. 全国代表者会議は全国大会につぐ決議機関で役員(会計監査を除く)と地方民関連で選出する代表者で構成する。

5. 役員会は会計監査をのぞく役員をもって構成する。

6. 役員会は全国大会ならびに全国代表者会議の議決を執行し、または、全国大会、全国代表者会議までの緊急事項を処理する。

7. 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第10条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
会計	1名
会計監査	2名

第11条(役員の選出)

役員は全国大会参加者の過半数の承認をもって決定される。

第12条(役員の任期)

役員の任期は1年とし、全国大会から次の全国大会までとし、再任は妨げない。

第13条(対策部長)

対策部長は役員会で選出し、役員会の求めに応じて全国代表者会議および

役員会に出席する。

第14条(顧問)

本会は全国大会の承認を得て顧問をおくことができる。

2. 顧問は全国大会、全国代表者会議、役員会の求めに応じて助言する。

第15条(財政)

本会の財政は会費、事業収益金、寄付金及びその他の収入によってまかなう。

会費は役員会で別途定める。

第16条(その他)

本規約は全国大会参加者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

付 則

第1条(役員の選出方法)

選出については、次回大会までに選出規定を設ける。

第2条(効力)

本規約は1993年2月14日より実施する。